

## 敷地内禁煙について

令和元年5月8日

石川県立中央病院

当院では平成11年10月22日から禁煙指導外来を行っており、禁煙治療が新たに保険診療の対象となったことに伴い、皆様のご理解とご協力をいただきながら、平成18年8月1日から施設認定の要件である「敷地内禁煙」を実施してきたところであります。

本年7月1日から施行される改正健康増進法では、学校や病院、行政機関の庁舎等においては「敷地内禁煙」が求められるなど、国・都道府県とも受動喫煙防止対策の強化が義務付けられております。

敷地内禁煙の対象者は、これまでどおり当院職員はもとより、患者様やそのご家族及びお見舞いの方など、病院に出入りする全ての方々です。

なお、順守いただけない場合は、退院、退去をお願いすることもございますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。